

平成28年度水道局における入札・契約制度の改正について

水道局では、透明性を確保し、公正な競争を促進するとともに、適正な施工及び品質の確保に向け、以下のとおり入札・契約制度の改正を行います。

建設業者の社会保険等未加入対策について(建設工事)

社会保険等(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。以下同じ。)に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を契約の相手方にするを通じて、建設産業の担い手の確保と、健全な競争環境の構築を図るため、平成28年度より下記の要件を、建設工事における競争入札に参加する者に必要な資格要件とします。

確認方法 ※契約課において実施します。

建設工事の業者登録名簿への登録申請及び格付申請(以下「業者登録申請」という。)時に提出する、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)」欄で確認を行います。

「雇用保険加入の有無」

「健康保険加入の有無」

「厚生年金保険加入の有無」

} 「有」又は「除外」となっている場合は業者登録申請を受け付けます。

※ いずれかの加入の有無が「無」となっている場合は、業者登録申請を受け付けません。

※ 平成28年度業者登録申請より実施しています。